

2017年9月

## エイボン・プロダクツ事件東京地裁判決

弁護士 田中 勇氣

エイボン・プロダクツ事件東京地裁判決は、会社分割における労働契約承継法(「承継法」)に基づく労働契約承継の有効性に関して、日本アイ・ビー・エム事件最高裁判決(最判平22・7・12)が示した基準を前提に、その個別効力を否定した初の公判判決である。特に労働契約承継の個別効力を否定するという結論部分が新聞等で大きく報道され、少なからず注目を浴びた判決でもある。

本件は、エイボン・プロダクツ(「A社」)が新設分割の方法によって自社厚木工場を分社化した後、その分社化に伴い設立された完全子会社(「承継会社」)を約一年半後に解散させ、厚木工場で働く正社員らを解雇したところ、正社員の一人であった原告が、A社を被告として、新設分割における労働契約承継は少なくとも原告との関係では手続に瑕疵があるため無効であると主張して、A社との間での雇用契約上の地位確認等を求めた事案である。

本件判決は、会社分割における承継法に基づく労働契約承継の有効性について、日本アイ・ビー・エム事件最高裁判決が示した基準を前提として、その効力を判断することを確認する。具体的には、会社分割に際しては、商法等改正法附則5条1項に従い、承継対象従業員等との間において、労働契約承継の有無や会社分割後に従事する予定の業務内容などに関して協議(「5条協議」)を行う必要があるところ、このような5条協議が全く行われなかった場合、又は、5条協議が行われたものの、その際の会社説明や協議内容が著しく不十分であるため5条協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合には、当該承継対象従業員は労働契約承継の個別効力を争うことができるという基準を前提とすることを確認する。

そして、本件においては、厚木工場の工場長であり、後に承継会社の代表取締役ともなるX氏が、5条協議の実施が予定されていた時期に、当初はリストラ目的で原告に対し退職勧奨を行い、その後、退職勧奨に対抗するために労働組合に加入した原告に対しては、「労働組合に加入したところで原告の雇用が守られることはない」、「解決に時間を要するばかりか、かえって仕事を割り当てられないというような形でもって冷遇されるにすぎない」旨を発言し、「原告自らの考えで労働組合を脱退したことにすれば」「退職勧奨をなかったものとして」、承継会社において「原告の雇用を守る旨を約束し」という事実を認定する。一方で、5条協議の本来の内容である、労働契約承継の有無や会社分割後に従事する予定の業務内容などに関する話し合いが、X氏と原告との間で具体的にどのようななされたのかは、各種主張や証拠に照らしても明らかではないと判示されている。

その上で、原告とX氏の間で行われた上記話し合いの内容は、「リストラや、労働組合に加入してリストラに抗うことでもって不利益を被る蓋然性が高いことを示唆される中で、労働組合を脱退することと引替えに」労働契約承継の選択を迫るものにすぎず、労働契約承継に関する「希望の聴取とは程遠く、これをもって5条協議というに値

するか甚だ疑問であるし、少なくとも法が同協議を求めた趣旨に反することは明らかである」と判示して、結論として原告との関係で労働契約承継の効力を否定し、A社との間での雇用契約上の地位を確認した。

以上のように、本件では、承継対象従業員との個別協議において、明らかに不当労働行為性を帯びる言動がなされていたと認定されている。仮にこのような事実認定が妥当なのであれば、日本アイ・ピー・エム事件最高裁判決が示した基準のうち「法が5条協議を求めた趣旨に反することが明らかな場合」という点に該当することは否定しがたいように思われ、結論としては、労働契約承継の個別効力が否定されてもやむをえないように思われるところではある。

いずれにせよ、本件判決は、このように特殊な事例判断という色彩が強く、その意味で、従前の会社分割における労働契約承継手続に関する人事労務実務に大きな変更を迫るものではないと思われる。実際、本件判決自体も、5条協議に関する実務上の一般的な方法それ自体の妥当性を論じるものではないと付言しているところである。

本件判決から得られる実務上の教訓があるとすれば、会社分割の文脈においても、「労働組合を好きになる必要はない、しかし嫌ってはいけない」という、不当労働行為に関する基本的な行為指針が妥当し、これに反すれば、その程度如何によっては労働契約承継の個別効力にすら悪影響が生じる場合があるということであろう。

- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 田中 勇気([yuhki.tanaka@amt-law.com](mailto:yuhki.tanaka@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[ctg-newsletter@amt-law.com](mailto:ctg-newsletter@amt-law.com) までご連絡下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins1.html> にてご覧いただけます。

---

**ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE**

**アンダーソン・毛利・友常 法律事務所**

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:[inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)